平成29年度第4回対策本部会議 審議・報告・その他

提出日:平成29年2月5日 担当部·課:福祉部生活再建支援課

① 件 名

復興公営住宅等移転補助金の交付申請期限の延長について

②施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

応急仮設住宅の早期解消と復興公営住宅等の賃貸住宅への移転を対象とした石巻市復興公営住宅 等移転補助金(以下「移転補助金」という。)の交付申請期限については、応急仮設住宅等からの移 転を促進するため、現行では平成30年3月31日までとしている。一方、応急仮設住宅の供与期 間は毎年延長されてきており、移転補助金の交付申請期間も延長する必要が生じている。

【目的】

移転補助金の交付申請期間を延長し、賃貸住宅への移転費用等に対する支援を継続することにより、応急仮設住宅からの円滑な移転を図ることを目的とする。

③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け: |有|・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 震災復興基本計画「施策大綱2 市民の不安を解消しこれまでの暮らしを取り戻す」

④提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成26年5月 石巻市復興公営住宅等移転補助金交付要綱の制定 平成27年6月 石巻市復興公営住宅等移転補助金交付要綱の一部改正

⑤主な内容

(1) 申請期間の延長

移転補助金の交付申請期間の規定中「平成30年3月31日まで」を「平成31年3月31日まで」とし、1年延長するもの。

⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

(1)影響及び効果

- ア 仮設住宅入居者の経済的負担の軽減が図られる。
- イ 仮設住宅等から公営住宅及び民間賃貸住宅への円滑な移転が図られる。

(2) 財源措置等

ア 影響なし (実施計画額の範囲内で期間のみ延長するため)

⑦他の自治体の政策との比較検討

管内実施市町 東松島市、女川町

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成30年3月1日改正施行予定

9 その他

なし